

(料金改定等のお知らせ)

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」料金表

令和元年10月1日改定分

対象事業所 檀原市：あすならホーム畝傍

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は

10,21円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）

【基本サービス 定額報酬（1ヶ月）】

①訪問看護サービスを行わない場合

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1（14単位の増）	5,680単位	57,992円	5,800円	11,599円	17,398円
要介護2（24単位の増）	10,138単位	103,508円	10,351円	20,702円	31,053円
要介護3（40単位の増）	16,833単位	171,864円	17,187円	34,373円	51,560円
要介護4（51単位の増）	21,293単位	217,401円	21,741円	43,481円	65,221円
要介護5（62単位の増）	25,752単位	262,927円	26,293円	52,586円	78,879円

②看護師が訪問看護サービスを行う場合

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1（20単位の増）	8,287単位	84,610円	8,461円	16,922円	25,383円
要介護2（31単位の増）	12,946単位	132,178円	13,218円	26,436円	39,654円
要介護3（48単位の増）	19,762単位	201,770円	20,177円	40,354円	60,531円
要介護4（59単位の増）	24,361単位	248,725円	24,873円	49,745円	74,618円
要介護5（71単位の増）	29,512単位	301,317円	30,132円	60,264円	90,396円

③准看護師が訪問看護サービスを行う場合 …看護師が訪問した場合の98/100

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1（19単位の増）	8,121単位	82,915円	8,292円	16,583円	24,875円
要介護2（30単位の増）	12,687単位	129,534円	12,954円	25,907円	38,861円
要介護3（47単位の増）	19,367単位	197,737円	19,774円	39,548円	59,322円
要介護4（58単位の増）	23,874単位	243,753円	24,376円	48,751円	73,126円
要介護5（70単位の増）	28,922単位	295,293円	29,530円	59,059円	88,588円

※短期入所系サービスを利用された場合は、基本報酬の単位数を日割りで計算します。

※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、所定単位数を日割り計算して算出します。

※利用者の主治医より、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護（医療保険の給付対象）を行う必要がある旨の指示があった場合、その指示日から14日間に限って、「訪問看護サービスを行わない場合」の所定単位数を算定します。

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算/1月につき	315単位	3,216円	322円	644円	965円
特別管理加算（Ⅰ）/1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算（Ⅱ）/1月につき	250単位	2,552円	256円	511円	766円
ターミナルケア加算/死亡月	2,000単位	20,420円	2,042円	4,084円	6,126円
初期加算/1日につき	30単位	306円	31円	62円	92円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,210円	1,021円	2,042円	3,063円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）/1月につき	100単位	1,021円	103円	205円	307円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）/1月につき	200単位	2,042円	205円	409円	613円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ/1月につき	640単位	6,534円	654円	1,307円	1,961円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ/1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	350単位	3,573円	358円	715円	1,072円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）/1月につき	350単位	3,573円	358円	715円	1,072円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。

どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

【減算】

（デイサービスを利用した場合は、1日につき以下の単位数を減算します）

減算項目	単位数	利用金額	自己負担金額
------	-----	------	--------

サービス名		単位数	利用単価	1割	2割	3割
訪問看護サービスを行った場合	要介護1	91単位	929円	93円	186円	279円
訪問看護サービスを行った場合	要介護2	141単位	1,439円	144円	288円	432円
訪問看護サービスを行った場合	要介護3	216単位	2,205円	221円	441円	662円
訪問看護サービスを行った場合	要介護4	266単位	2,715円	272円	543円	815円
訪問看護サービスを行った場合	要介護5	322単位	3,287円	329円	658円	987円
訪問看護サービスを行わない場合	要介護1	62単位	633円	64円	127円	190円
訪問看護サービスを行わない場合	要介護2	111単位	1,133円	114円	227円	340円
訪問看護サービスを行わない場合	要介護3	184単位	1,878円	188円	376円	564円
訪問看護サービスを行わない場合	要介護4	233単位	2,378円	238円	476円	714円
訪問看護サービスを行わない場合	要介護5	281単位	2,869円	287円	574円	861円

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）新規	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）新規	所定単位数に4.2%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に20.0%（13.7%+6.3%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に17.9%（13.7%+4.2%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

令和元年 月 日 事業所名（ ） 説明者（ ）

サービス利用者の氏名（ ）

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定及び新規の「介護職員特定処遇改善加算」についての説明を受けました。

説明を受けた方（ ）（ 本人・家族・代理人 ） ㊞